

改正

平成28年3月31日規則第20号

平成29年3月31日規則第19号

平成31年3月29日規則第19号

明石市商業振興による地域活性化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市商業振興による地域活性化に関する条例(平成22年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(地域貢献事業計画書の提出)

第3条 条例第11条第1項に規定する地域貢献事業に関する計画書は、地域貢献事業計画書(様式第1号)によるものとする。

2 地域貢献事業計画書は、年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)ごとに作成し、各年度の6月30日までに市長に提出するものとする。ただし、新たに商店会を設立した場合、大型店を新設した場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(地域貢献事業変更計画書の提出)

第4条 条例第11条第2項に規定する地域貢献事業の変更に関する計画書は、地域貢献事業変更計画書(様式第2号)とする。

(地域貢献事業実施報告書の提出)

第5条 条例第11条第3項に規定する地域貢献事業に関する実施報告書は、地域貢献事業実施報告書(様式第3号)とする。

2 地域貢献事業実施報告書は、実施した事業の内容がわかる資料を添付し、事業を行った年度の翌年度の6月30日までに市長に提出するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)が属する年度における第3条第2項の規定の適用については、同項中「6月30日」とあるのは「9月30日」とする。

(招集の特例)

3 施行日以後最初に開かれる審議会の会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成28年3月31日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第19号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

地域貢献事業計画書

年 月 日

明石市長 様

(提出者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

明石市商業振興による地域活性化に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり地域貢献事業計画書を提出します。

記

1 地域貢献事業を実施するものの名称及び所在地等

(名称)

(所在地)

(担当者名)

(電話番号)

2 地域貢献事業計画 (年度)

地域貢献事業の区分	計画の内容
1 地域のにぎわいづくり	

2 地域の交流の促進	
3 地域文化の振興	
4 安全に安心して暮らせる地域づくり	
5 青少年の健全育成	
6 環境に配慮した取組	
7 その他の地域貢献事業	

地域貢献事業変更計画書

年 月 日

明石市長 様

(提出者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

地域貢献事業の計画内容について変更が生じたので、明石市商業振興による地域活性化に関する条例第11条第2項の規定により、下記のとおり地域貢献事業変更計画書を提出します。

記

1 変更内容（ 年度）

地域貢献事業の区分	変更内容

地域貢献事業実施報告書

年 月 日

明石市長 様

(提出者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

明石市商業振興による地域活性化に関する条例第11条第3項の規定により、下記のとおり地域貢献事業実施報告書を提出します。

記

1 地域貢献事業の実施状況（ 年度）

地域貢献事業の区分	実施した事業の内容
1 地域のにぎわいづくり	
2 地域の交流の促進	

3 地域文化の振興	
4 安全に安心して暮らせる地域づくり	
5 青少年の健全育成	
6 環境に配慮した取組	
7 その他の地域貢献事業	

2 添付書類